

川崎市地域子育て自主グループ支援事業補助金交付要綱

制定 平成11年4月26日

(平成11年4月26日市長決裁)

改正 平成26年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、地域子育て自主グループ（以下「グループ」という。）に対して、活動費を補助することにより、乳幼児の心身の健全な育成と地域における育児力を高めることを目的とする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象とする事業は、次条に該当するグループが実施する地域子育て自主事業とする。

(補助対象)

第3条 補助金を交付するグループは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内在住の乳幼児とその保護者（以下「保護者」という。）等で構成され、地域で、乳幼児の健全育成活動を行うグループであること。
- (2) グループに在籍する乳幼児が、保育所及び認可外保育施設並びに幼稚園及び幼稚園類似の幼児教育施設に在籍しておらず、保護者自らが保育に携わっているものであること。
- (3) グループの代表者が保護者であること。
- (4) グループの会則を設けていること。
- (5) 活動の目的が、政治的又は宗教的なものでないこと。
- (6) 原則として2歳から5歳までの児童が5人以上在籍していること。ただし、そのうち、3歳以上の児童が3人以上在籍していること。なお、年齢は、当該年度の前年度の末日現在の年齢とする。
- (7) グループの活動が、原則として1日3時間以上かつ週2日以上で、年間39週以上行われるものであること。
- (8) 他の制度による助成を受けていないこと。
- (9) 申請時において、6か月以上の活動実績があること。
- (10) グループの活動中の事故に対応するため、必要な保険に加入していること。

(補助金の交付額及び対象経費)

第4条 補助金の交付額及び対象経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域子育て自主グループ活動調書（第2号様式）
- (2) 行事等活動予定表（第3号様式）

- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 地域子育て自主グループ構成員名簿（第5号様式）
- (5) グループの会則
- (6) 代表者の住民票

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査して、交付・不交付の決定をするものとする。

2 市長は、交付の決定をしたときは、補助金付決定通知書（第6号様式）により、決定内容を変更したときは、補助金変更交付決定通知書（第6号様式の2）により、不交付の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（第7号様式）により、その結果を申請した者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、原則として代表者に対して行うものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を中止したとき。
- (4) 前3号のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

（補助対象事業の中止）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業を中止しようとする場合は、速やかに補助対象事業中止報告書（第8号様式）を提出し、市長の承認を得なければならない。

（実績報告）

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後30日以内に実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 行事等活動報告書（第10号様式）
- (2) 収支決算書（第11号様式）
- (3) 地域子育て自主グループ構成員名簿
- (4) その他市長が認める書類

（書類の整備）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る経理状況を明らかにする帳簿等を整備し、収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該年度の終了後5年間は関係書類を保存しなければならない。

（会計処理）

第12条 補助金の交付を受けた者は、川崎市補助金、保護者負担金及びその他収入により、適切な運営を図るとともに、決算上の剰余金は当該補助事業に使用するための繰越金として、処理しなければならない。

(監査)

第13条 市長は補助金の交付を受けた者に対して、関係書類の提出を求め、事業内容を監査することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

(11川健児第57号・平成11年4月26日・市長決裁)

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

補助金交付額	対象経費
<p>基本額 1グループにつき 年額 20,000円</p> <p>加算額 子育て自主グループに、当該年度のうち39週以上の在籍期間を有する、市内在住の3歳から5歳までの児童一人につき 年額 2,000円</p> <p>ただし、基本額と加算額の合計額が年額80,000円を超えない範囲とする。</p>	<p>遊具・教材費、交通費、会場費、行事費、研修費、事務費、保育者謝礼、保険料、その他市長が必要と認める経費</p>